

第19回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年4月10日（金）13時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 本部長発言
- 3 状況報告
- 4 各局発言
- 5 本部長指示
- 6 閉会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

令和2年4月10日

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

1. 区域

都内全域

2. 期間

令和2年5月6日（水曜日）まで

3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、以下の要請を実施

（1）都民向け：徹底した外出自粛の要請（令和2年4月7日～5月6日）

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

（2）事業者向け：施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（令和2年4月11日～5月6日）

- ・ 特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・ 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

2. 対象施設一覧

基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止 及び催物の開催 の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス 等
大学、学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、 又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
		博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

2. 対象施設一覧

特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

2. 対象施設一覧

施設の種別によっては休業を要請する施設

施設の種類	要請内容	内訳
文教施設	原則として施設の使用停止及び催物の開催の停止要請	学校（大学等を除く。）
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・テイクアウトサービスを含む。） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テイクアウトサービスは除く。）
住宅、宿泊施設	適切な感染防止対策の協力要請	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	適切な感染防止対策の協力要請	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※ 「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年4月7日改正）を踏まえた整理

※ 適切な感染防止対策については、別表「適切な感染防止対策」を参照

【別表】 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止	・ 従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・ 来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	・ 店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 (約2m間隔の確保)
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業者向けの主な対策メニュー

経営支援

- ✓ **現金給付** 国：持続化給付金 [200万円、100万円]
- ✓ **資金貸付** 国：日本政策金融公庫や民間金融機関の緊急融資
**都：新型コロナウイルス感染症に対応した
制度融資の拡充を検討**
- ✓ **徴収猶予等** 国：国税の納税猶予、法人税の軽減
都：上下水道料金の支払猶予等

感染拡大防止

- ✓ **都の休業等の要請や協力依頼に対して、
全面的に協力頂ける事業者への協力金を創設**
都：感染拡大防止協力金

感染拡大防止協力金の創設

概要

都の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力頂ける事業者への協力金

対象

都内に事業所がある中小の事業者のうち、都の要請や協力依頼を受け、全面的に協力頂ける事業者

支給額

50万円

(2店舗以上有する事業者 100万円)

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 4月9日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	430,376	14,768
ス ペ イ ン	146,690	14,555
イ タ リ ア	139,422	17,699
ド イ ツ	113,296	2,349
フ ラ ン ス	82,048	10,869
中 国	81,685	3,335
イ ラ ン	64,586	3,993
英 国	60,773	7,097
ス イ ス	22,711	704
ベ ル ギ ー	23,403	2,240
そ の 他	313,477	10,039
合 計	1,478,467	87,648

※ 200の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 4月9日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	1,347	18
大 阪 府	525	6
神 奈 川 県	327	6
千 葉 県	317	1
愛 知 県	278	21
埼 玉 県	242	4
兵 庫 県	216	12
北 海 道	208	9
福 岡 県	161	0
京 都 府	149	0
そ の 他	897	8
合 計	4,667	85

※チャーター便帰国者15名、空港検86名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 1,519名（4月9日20時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・都内在住者 1,516名（うち死亡者36名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3月28日	第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
4月1日	第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
4月6日	第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月7日	第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 都の動き

1月24日	新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
1月27日	新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
1月28日	新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
1月29日	新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
1月30日	東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置 第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月31日	第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月3日	第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月7日	第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月12日	第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月14日	第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月17日	第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日	第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月21日	第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月26日	第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月3日	第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月12日	第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月23日	第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
3月27日	第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月30日	第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月1日	第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月6日	第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月8日	第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（4月8日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）

(主税局)

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージなどを、SNS、CM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・

やさしい日本語) を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能

- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都 3月号 1面 で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINE で、新型コロナウイルス感染症に関する Q&A をわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月 13日～15日 に、新聞主要 6紙 に相談フロー図、知事メッセージを掲載
- ・ 広報東京都 4月号 1面・2面 で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトペーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページや SNS で発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月 6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を 5月 6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計 4 5 0 本を提供

(オリンピック・パラリンピック準備局)

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズビズ活用の呼び掛け

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月 7日受け入れ開始）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討

「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施

- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本IT団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成

（中央卸売市場）

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予

（建設局）

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

（港湾局）

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

（交通局）

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

（水道局・下水道局）

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

（教育庁）

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委HPにおける学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ ICTパイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間の臨時休業措置
- ・ 「緊急事態宣言」の検討に伴う都立学校の対応を通知（区市町村には都の措置を参考に協力を要請）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知予定（区市町村にも同様に通知予定）

（人事委員会事務局）

- ・ 採用試験の延期

(令和2年度「東京都職員 I 類 B 採用試験 (一般方式・新方式)」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)

- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習 (危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等) の一部休止
- ・ 採用試験の延期 (令和2年度「東京消防庁消防官 (専門系及び I 類)」)
- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

緊急事態措置相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設 置 日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567 ※HP上にFAQも掲載

（おかけ間違いにご注意ください。）

※ **新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、以下の番号で受け付けます。**

0570-550-571（新型コロナコールセンター）

緊急事態措置情報提供サービス

○LINEを活用した情報提供サービス
(24時間いつでも利用可能)

○緊急事態措置に関して相談内容に応じた各々の状況にあった回答を案内

○電話相談とともに、気軽に疑問・不安なことを確認できるよう支援

○今後、相談・回答内容を順次拡充



皆様自身と大切な人を 守るためにできる5つのこと

人と人との接触機会を8割減らすために

① 外出はしないこと

<外出せざるを得ない場合>

② 3つの「密」を避けること（密閉・密集・密接）

③ 人と人との間隔を2メートル確保すること

④ 手洗い・咳エチケットなど感染予防をすること

⑤ 食料品や医薬品などの買い占めをしないこと

この難局を乗り越えるため九都県市の皆様に強く要請します

新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置実施に伴う契約関連の取組

○ 取組期間：緊急事態措置の実施期間中（令和2年4月8日～5月6日）

契約手続きの継続・中断等

(1) 契約事務手続き中の案件への対応

- 原則、手続きを継続
- 事業所の閉鎖等、入札に参加できない事業者がいる案件は、手続きを中断

(2) 今後、契約事務手続きを開始する案件への対応

- 期間中は公告等を見合わせ
(コロナ対策、ライフラインに関わる案件等は除く)

「第 19 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 4 月 10 日（金）13 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第 19 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。

本日はこの席に東京都医師会会長でいらっしゃいます尾崎先生にお越しをいただいております。後程ご発言をいただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは次第に従って進めてまいります。

まず本部長の方からご発言をいただきます。よろしくお願いいたします。

【知事】

皆さん連日ご苦労さまでございます。

まず感染者数ですが、昨日は 181 名。1 ヶ月前の 3 月 10 日の時点での累計が、当時は 67 名でございましたが、わずか 1 ヶ月におきまして、約 1,500 名を超えるということで、20 倍以上となっております。

こうした中、緊急事態宣言が発令されたわけですが、都は直ちに特別措置法第 45 条第 1 項に基づきまして、都民の皆様徹底した外出の自粛要請を行っているところであります。

その際、同時に施設等の営業休止などの要請を行う予定にいたしておりましたが、国が 4 月 7 日付で対処方針を改正してこれられたということなどから、その内容についての調整が必要となったということでございます。

そして昨日、協議が整ったことで、東京都における緊急事態措置等を本日発表をするものでございます。

まず第 1 に、遊興施設など、大学、学習塾など、運動、遊戯施設、劇場など、集会、展示施設、商業施設、これら六つのカテゴリーにつきまして、施行令に基づきます施設を対象として、基本的に営業の休止を要請することといたしました。

また、施行令におきまして対象となっていない床面積が 1000 m²以下の施設につきましても、同様に営業の自粛をお願いして参ります。

なお、100 m²以下の小規模教室、小規模店舗等につきましても、営業自粛していただきたいところですが、様々な事情から営業を継続する場合もあると思われれます。そうであっても

適切な感染防止対策を徹底することを求めて参ります。

第2に、文教施設であります、原則として施設の使用停止、及び催物の開催の停止を求めていきます。

また、社会福祉施設等のうち、保育所、学童クラブ等につきましては、必要な保育等を確保いたした上で、適切な間接感染防止対策の協力を要請、通所介護等の福祉サービス、保健医療サービスを提供する施設につきましては、適切な感染防止対策の協力を要請いたします。

第3に、医療施設、生活必需物資販売施設等につきましては、社会生活を維持する上で必要な施設でございますので、原則として営業を継続、適切な感染防止対策の協力を要請いたします。

以上申し上げました対策につきましては、明日11日からの実施をお願いしたいと存じます。

都におきましては新型コロナウイルス感染症によります経済状況の悪化を抑えるため、産業の基盤であります、中小企業と個人事業主に対しまして、経営と金融の両面から、切れ目のない支援を続けて参ります。

国によります支援に合わせまして、資金繰りの下支えや料金徴収の猶予のほか、都の要請に応じて休業する事業者の方へ、協力金の支払いなどを行う予定でございます。

この協力金につきましては、緊急事態措置期間中、都の要請に対しまして、全面的に協力いただける中小企業には協力金を支給いたします。

支給額でございますが、一緒に、1社で1事業者のみの場合は50万円、ただし複数の場合は100万円といたします。現在支給の方法含めまして詳細を検討しているところであります、決まり次第発表して参ります。

こうした対応につきましては、この今月15日に発表いたします緊急対策の中に盛り込みまして、議会の審議をいただいた上で実施をしていきたいと考えております。

東京都は、他の道府県と比べまして、感染者の発生が突出をいたしております。桁が違います。国と協議した上で、外出の自粛に加えまして、施設の営業休止等を要請することとしたものでございます。

都民の皆様には大変ご不便をおかけするわけでございますが、こうした措置を、スピード感をもって実施することで、一時的には厳しくとも、結果的には、早期の感染拡大の収束につながることで、このように考えております。

要は、都民の命を守ること。これが大事であります。皆様方のご理解ご協力をいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、主な国地域ごとの発生状況、そして国内の発生状況については資料の通りとなっております。

おります。都の発生状況は昨日 20 時 30 分の時点で、1,519 名という状況です。

国の動きですが、4 月 7 日ですね。対策本部会議等それから、緊急事態宣言が発出され、基本的な対処方針が改定をされました。都の動きですが 4 月 8 日に、感染症対策本部会議を実施し、4 月 7 日に東京都緊急事態措置の実施をいたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症への各局の対応のところでございます。各局における対応につきましては、総務局等で感染症の影響により内定を取り消された新卒者の皆様を対象とした非常勤職員の採用等を実施いたしました。政策企画局については、後程資料をもってご説明をいただく予定です。

また、生活文化局のところになりますが、対面による公文書の開示請求等の自粛を要請、或いはパスポートの受け付け申請受け付けを、6 日まで休止をする等の措置をしております。

次に、緊急事態措置相談センター等につきまして総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

総務局長でございます。

初めに一度ご説明がありました、内定取り消しされた新卒者等の非常勤職員の採用でございますが、実施と書いてありますが、実施することを決定したということでございます。詳細の手続きについては今後進めてまいります。

それでは緊急事態措置相談センターの設置についてですが、これはすでに 4 月 7 日から開始をいたしております。開設時間は 9 時から 19 時で、明日以降の土日祝日実施する予定です。電話番号は 03-5388-0567、ゼロコロナということになっております。

その他の医療関係に関するコールセンターは別途でございますのでお間違いないようお願いいたします。

それと合わせまして緊急時対策、情報提供サービスといたしまして、ラインを活用した情報提供サービスを行います。これはライン上で、質問内容を入力していただければ、それに合わせた回答が出てくるものでございます。ラインでございますので 24 時間の活用が可能でございます。

今後、相談会等の内容を順次拡充していく予定でございますが、深夜であるとか、或いは電話がなかなか繋がりにくい時などにご利用いただければというふうに思います。

以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続いて、政策企画局長からお願いいたします。

【政策企画局長】

政策企画局からは、昨日実施いたしました 9 都県市首脳によるテレビ会議について報告

をいたします。この会議では、国の緊急事態宣言後、初めての週末を迎えるに当たりまして、各都県市の状況等についての情報共有を図りました。また、都の提案によりまして、住民の方々に強く行動変容を要請する5つの事項取りまとめまして、9都県市が一体となって共同要請メッセージを発信していくことといたしました。

今後も引き続き、近隣自治体としっかり連携を取りながら、この対策に万全を期していく所存です。以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

続いて、財務局長からお願いいたします。

【財務局長】

財務局でございます。

緊急事態措置の実施に伴います契約手続きの変更につきましてご説明をいたします。緊急事態措置を踏まえまして、4月8日から5月6日までの入札契約手続きにつきまして、取り扱いをまとめたところでございます。もうすでに通知はお出ししておりますが改めてご説明させていただきます。

まず、すでに入札公告を行うなど、契約手続きを進めている案件につきましては、原則手続きを続行することといたしますが、入札参加者の方から事業所の継承などの理由によりまして、入札に参加できないなどの申し出があった場合には、手続きの一時中断を含めまして、それぞれの状況に応じまして対応をお願いいたします。

5月6日までに、工事等の報告などを予定している案件につきましては、感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症対策、或いはライフラインに関するものなどを緊急に対応が必要な案件除きまして、原則、公告などを見合わせる等でございます。

このほか、口頭でのご説明になりますけれども、各局が新型コロナ対策などに関しまして、緊急に契約を行う必要がある場合には、契約締結権限を財務局から各局に委譲をいたします。

また、競争入札によらない、随意契約の積極的な活用、また特例的に事後的な契約手続きを可能とするといった、取り扱いも可能でございます。スピードを重視いたしまして柔軟な制度運用ができるようにしてございます。

詳細につきましては冒頭申し上げましたように、もう通知をしておりますが、何か不明な点などございましたら、財務局にお問い合わせをいただければというふうに考えております。

またすでに契約を締結しまして、現在工事、工事を実施中の案件につきましては、引き続き工事を進めながら、一方で受注者の方から一時中止などの要望があった場合には、工事の延伸を行うなどを適切に対応いただければというふうに考えております。

以上よろしく願いいたします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

その他、この場にいらっしゃる局長等でご発言のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。スカイプで参加をされている局長等の方でご発言ある方がいらっしゃいましたら、ミュートを解除してお願いいたします。よろしいですか。

それでは本日まで参加をいただいております、尾崎会長から発言をお願いしたいと思います。

【東京都医師会会長】

東京都医師会の尾崎でございます。

我々にとってはですね、この休業要請というのが、1日も早く出るということを心待ちにしておりました。逆に1日でもおくれれば、かなりの感染者増大となってしまう、今は人の流れをまだまだ完全に止められない状況ですので、大変ありがたく思っています。

皆様ご存知のように、知事の要請等で、感染症患者を収容する病床を今まで、多くの都内の病院の協力を終えて、確保して参りました。

しかしながら、こうした3桁の感染者増が続きますと、もうとても病床を幾ら作っていてももう間に合わない、収容できない重要な状況に今入っております。

まず8割を占める軽症者を、なるべく早く宿泊施設に移すということを始めていますが、今後は、PCR検査で陽性が出て、軽症者と思われる方は、直接宿泊施設に移していくということをやっけないと、とても対応できないと思っておりますので、それも私も医師はそこに出ていって見守るという体制を作りたいと思います。

それから、病床といいますか今までの対応は、クラスターを追うと、そういうようなところで、割とこの経路がはっきりしているケースが多かったですが、ここ2、3日の様子を見ますと、やはりもう7、8割は経路を追えない方が増えています。

ですから、かなり市中にも蔓延している状況でございますので、これまでの提供体制を変えていかなくてはいけないということで、今、いろいろとその準備を、東京都と協力しながら、医師会と東京都と一緒にやりながら作ろうと思っておりますが、やはり、2、3週間かかると思います。

ですから、その間に感染者がどんどん増えていきますと、これはもう幾ら頑張ってもやっけないという状況、今逼迫した状況です。

ですから、是非とも1日も早く人の流れを止めて、業者の方いろいろもう大変だと思いますが、一緒になって、流れを止めてください。

そして、人との接触を避けて、2週間後には必ず、感染者が頭打ちになる、減ってくるという状態を、東京都でぜひ作っていただきたい。

私も東京都医師会も全面的に東京都と一緒にあって、知事と一緒にあって、これに取り組みたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

懸念されていた居酒屋などの件ですが、これも営業時間とか、それからアルコールを提供する時間、指示までというようなことになると、実質的には、大分、お客さんも減って参ると思います。

それから、そこにさらに、今回、中小の事業者、そういうところに協力金という形で、ちゃんとそういう補償するお金を出していただいたということが非常にありがたいと思っています。それで、いろいろな場所での休業がさらに進むというふうに考えております。

こういった都民の皆さん、皆さんの協力の中で、私ども一生懸命これから、2、3週間かけて、しっかりした体制を作っていきたいと思いますので、協力をよろしく願いいたします。

福祉保健局の方々も本当に頑張って、一部倒れてるような人もいるという話も聞いてますが、我々もうかなり同僚がコロナで倒れる、或いは入院してということが多数出てきておりますので、ここは皆さん一緒になって、この国難とも言うべき状態を本当に乗り切っていきたいと思いますので、皆さんよろしくをお願いします。

【危機管理監】

ありがとうございました。

それでは本部長の方からご発言をお願いします。

【知事】

はい、尾崎会長ありがとうございました。

国によります緊急事態宣言が発令されてから初めての週末を迎えるわけでございます。外出の自粛に加えまして、営業休止の要請、お願い等を行うということを発表させていただきました。一人一人の行動が家族を守る、大切な人を守る、そして社会を守ることに繋がる。都民の皆さんには、このことについてご理解、ご協力をいただいて、一丸となって国難ともいえる状況を乗り越えていきたいと存じます。

都庁の各局においては、緊急事態宣言のもとで、いわば有事ともいえる状況の中で、業務遂行を行っておられます。新型コロナウイルスの感染症対策、さらにこれは全力を尽くし尽くしていかなければならない。そして局の垣根を越えて、全庁一丸となって取り組んでいきたい、このことを改めて申し上げたいと思います。

みんなで都民の命を守りましょう、そして東京都守っていきましょう。これまでのような普通の生活を取り戻すようにしっかりと取り組んで参りましょう。

よろしくをお願いします。ありがとうございました。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第 19 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。